江府町SDGs推進本部設置要綱

令和4年5月30日公表

(設置)

第1条 本町における持続可能な開発目標(以下「SDGs」という。) の達成に向けた取組を全庁的に共有し、関係課の緊密な連携を図り、総合的かつ効果的に推進するため、江府町SDGs推進本部(以下「推進本部」という。) を設置する。

(所掌事務)

- 第2条 推進本部の所掌事務は、次のとおりとする。
- (1) SDG s の理念の普及及び理解の促進に関すること。
- (2) SDG s の達成に向けた取組の推進に関すること。
- (3) SDG sの推進に係る施策の総合調整に関すること。
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、SDGs の達成に向け必要と認められる事項に関すること。

(組織)

- 第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。
- 2 本部長は、町長をもって充てる。
- 3 副本部長は、副町長及び教育長をもって充てる。
- 4 本部員は、総務課長、住民生活課長、産業建設課長及び教育委員会教育課長をもって充てる。

(職務)

- 第4条 本部長は、推進本部を総括する。
- 2 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、 その職務を代理する。
- 3 本部員は、本部長の命を受け、所掌事務を処理する。

(会議)

- 第5条 推進本部の会議(以下「本部会議」という。) は、本部長が必要に応じて招集し、 その議長となる。
- 2 本部会議は、本部長、副本部長及び本部員をもって構成し、第2条に規定する事項について審議決定する。
- 3 本部会議は、必要があると認めるときは、本部会議に関係者の出席を求め、説明又は意 見を聴くことができる。

(庶務)

第6条 推進本部の事務は、副町長が総括し、総務課において処理する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は本部長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、公表の日から施行する。